

中城村公共下水道事業経営戦略

令和2年3月

中城村上下水道課

中城村公共下水道事業経営戦略

団 体 名	： 沖縄県 中城村
事 業 名	： 下水道事業
策 定 日	： 令和 2 年 3 月
計 画 期 間	： 令和 2 年度 ～ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年(供用開始から18年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法非適用
処理区域内 人口密度	66.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	沖縄県中城湾南部流域 (西原処理場)へ接続
処理区数	15処理分区		
処理場数	全て流域下水道に接続のため処理場はありません。		
広域化・共同化・ 最適化実施状況*1	特になし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用 料体系の 概要・考え方	水道使用量に応じた従量料金制をとっており、8 ^m 3までを基本料金とし9 ^m 3以上を超過料金としている。8 ^m 3までを428円、9～25 ^m 3まで57円/ ^m 3、26～50 ^m 3まで66円/ ^m 3、51 ^m 3以上を76円としています。				
業務用使用料体 系の 概要・考え方	水道使用量に応じた従量料金制をとっており、10 ^m 3までを基本料金とし11 ^m 3以上を超過料金としている。10 ^m 3までを714円、11～100 ^m 3まで85円/ ^m 3、101～300 ^m 3まで95円/ ^m 3、301 ^m 3以上を104円としています。				
その他の使用料 体系の 概要・考え方	団体用は業務用使用料金と同じです。				
条例上の使用料 *2 (20 ^m 3あたり) ※過去3年度分を 記載	平成28年度	1,170 円	実質的な使用料*3 (20 ^m 3あたり) ※過去3年度分を記 載	平成28年度	1,514 円
	平成29年度	1,170 円		平成29年度	1,513 円
	平成30年度	1,170 円		平成30年度	1,410 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20^m3あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20^m3を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	2名
事業運営組織	上下水道課に所属する下水道係で事業運営をおこなっています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	管渠施設について、運転や維持管理業務を民間事業者 に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

①経費回収率は使用料で回収すべき経費をどの程度所要量で賄えるかの指標です。平成30年度末時点で50.85%と低く、類似団体平均の83.31%、全国平均の100.91%と比較すると大きく下回っています。これは、事業開始から年数が浅く現在も下水道整備を推進しているため、資本投資が収益を上回っているためですが、今後投資を回収するためにも水洗化率を向上させて収益増加をおこなう必要があります。

②汚水処理原価は有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用で、平成30年度末時点で150.00円であり、類似団体平均の160.62円、全国平均の136.86円を上回っています。

③水洗化率は下水処理区域内の人口のうち下水道を使用している人口の比率です。H30年度末で52.36%と低く、類似団体平均の87.09%、全国平均の95.20%を下回っています。供用開始から順調に水洗化率は増加していますが、類似団体平均や全国平均に比べて依然低い値となっているため広報活動や啓もう活動を強化していく必要があります。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

土地区画整理事業により南上原地区の人口は増加傾向にあり、短期的には人口増加が見込めます。その他の地区は概ね現状維持で推移するものと考えられます。しかし、中長期的には少子化の影響により村内全域で人口減少していくものと考えられます。

(2) 有収水量の予測

南上原地区の人口増加に伴い有収水量は増加傾向にあり、短期的には増加していくものと考えられます。しかし、中長期的には、人口減少や節水型器具の普及等により減少していくものと考えられます。

(3) 使用料収入の予測

使用料収入は、有収水量の増減に連動しますので短期的には増加し、中長期的には減少傾向に推移していくものと考えられます。

(4) 施設の見直し

管渠施設については供用開始から18年経過していますが、耐用年数50年として改築更新する段階ではありません。また、マンホールポンプ施設についても、平成28年度から開始し、経過年数は3年程度であり耐用年数15年として改築更新する段階ではありません。

(5) 組織の見直し

今後も下水道系の職員数は2名体制で事業を行う予定です。

3. 経営の基本方針

中城村公共下水道事業は、平成8年から委託を含めた汚水管渠工事を開始し、平成14年4月から供用開始しました。平成30年度末での下水道整備率は51.8%まで進捗しており、水洗化率も52.3%に達しています。今後も生活環境の改善、公用水域の保全に向けて引き続き下水道整備を進めています。しかしながら、現実的には使用料収入で公共下水道事業の全てを賄うことができず、一般会計からの繰入金に依存している状況です。

今後、人口減少や節水型器具の普及、節水意識の向上により有収水量の減少が見込まれ、収入の減少が想定されます。そのため、安定した下水道使用料など収入の確保にむけて、下水道接続の普及活動を強化する必要があります。また、将来的に老朽化する排水設備の改築更新や地震対策など建設費の増加が見込まれます。

そのため、計画的な歳出をおこない一般会計繰入金(基準外繰入金)の縮減を図り、経費回収率の向上等を行わなければいけません。また、効率的で持続可能な下水道経営をおこなうために、全国平均から大きく下回る下水道使用料の改定等も検討していく必要があります。(参考:H28年度末全国平均3,029円、中城村1,170円:家庭用使用料20m³/月あたり)

(1) 投資・財政計画(収支計画): 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ①投資回収のため、人口密集地である南上原地区を優先的に整備し、下水道使用料の増加に努めます。
- ②管渠施設については、平成8年度から開始し、経過年数は最大で23年であり耐用年数50年として改築更新する段階ではありません。
- ③マンホールポンプ施設については、平成28年度から開始し、経過年数は3年程度であり耐用年数15年として改築更新する段階ではありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

- ①下水道使用料について
水洗化率の増加により下水道使用料も増加傾向にありますが、資本投資も増加しています。中長期的には人口減少等の収入減少要因が見込まれるため、更なる水洗化率の上昇に努めるとともに下水道使用料改定も検討していく必要があります。
- ②国庫補助金
引き続き公共下水道整備をおこなうため交付金を計上しています。
- ③企業債
公共下水道整備、流域下水道建設負担金等の国庫補助にかかるものに限って計上しています。
- ④一般会計繰入金
繰入基準内を中心に、最低限の基準外を計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ①維持管理については、引き続き民間業者へ委託し経費削減に努めます。
- ②職員給与については、中城村職員の給与に関する条例に準じます。
- ③修繕費については、必要最小限に抑えます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	維持管理については、引き続き民間業者へ委託し経費削減に努めます。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料が全国平均と比較して低いことや一般会計繰入金に依存していることから、今後使用料金の見直しを検討する必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	中城村職員の給与に関する条例に準じます。
動力費に関する事項	維持管理をおこなうことにより、動力費の低減に努めます。
薬品費に関する事項	対象施設なしのため、該当なし。
修繕費に関する事項	維持管理をおこなうことにより、修繕費の低減に努めます。
委託費に関する事項	特になし
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経済状況や物価等の動向に注視しながら、5年毎に経営戦略を検証していきます。令和4年度末までには公営企業会計への移行を予定しており、移行後はより詳細な経営戦略策定を行う予定です。
---------------------	--

収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	46.0	45.8	43.9	44.6	43.5	42.3	41.5	40.7	40.0	39.4	39.3	39.3
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	38,661	44,713	49,211	52,967	56,011	58,491	60,512	62,158	63,500	64,593	65,484	66,210
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)	2,103,005	2,059,892	2,018,694	1,978,320	1,938,754	1,899,979	1,861,979	1,824,740	1,788,245	1,752,480	1,717,430	1,683,082

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度											
	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支分	22,247	22,393	25,507	28,489	28,853	25,673	25,982	27,091	26,340	26,292	25,801	25,106
うち基準内繰入金	3,709	3,733	4,252	4,749	4,810	4,280	4,331	4,516	4,391	4,383	4,301	4,185
うち基準外繰入金	18,538	18,660	21,255	23,740	24,043	21,393	21,651	22,575	21,949	21,909	21,500	20,921
資本的収支分	99,835	100,495	114,467	127,851	129,488	115,215	116,603	121,580	118,211	117,996	115,787	112,673
うち基準内繰入金	10,460	10,529	11,993	13,395	13,567	12,071	12,217	12,738	12,385	12,363	12,131	11,805
うち基準外繰入金	89,375	89,966	102,474	114,456	115,921	103,144	104,386	108,842	105,826	105,633	103,656	100,868
合 計	122,082	122,888	139,974	156,340	158,341	140,888	142,585	148,671	144,551	144,288	141,588	137,779

経営比較分析表（平成30年度決算）

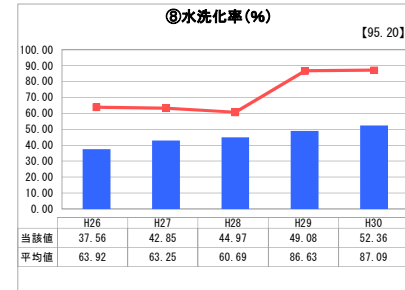
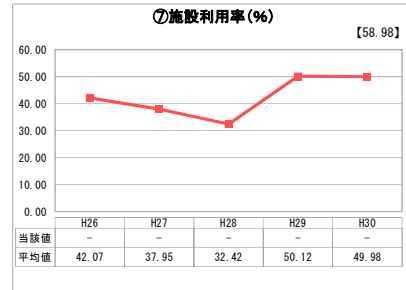
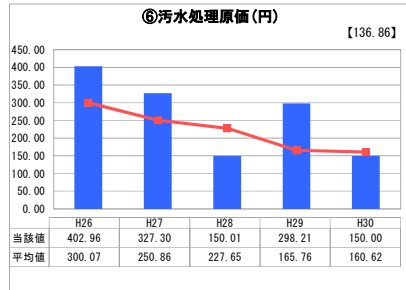
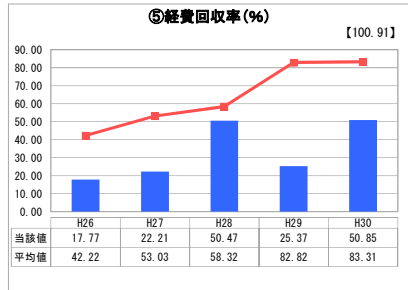
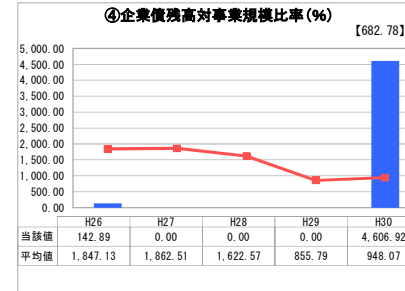
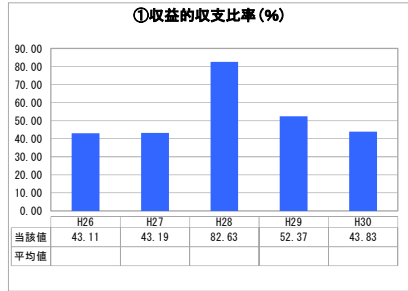
沖縄県 中城村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cb2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	57.20	100.00	1,170

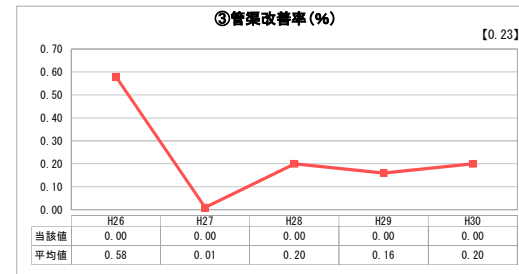
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
21,284	15.53	1,370.51
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
12,188	1.84	6,623.91

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- 収益的収支比率は、単年度の収支が100%未満の場合、赤字であることを示す。本村においては、H30年度で43.83%と依然低い数値を示しており赤字の状況である。地方債償還金の増加により年々他会計繰入金が増加し、他会計への依存度が高い状況となっている。
- 企業債残高対事業規模比率は、下水道料金収入に対する企業債残高の割合であり企業債残高の規模を表す指標となっている。本村の下水道事業は整備途中であり、企業債の残高も増加傾向である。引き続き早期の下水道整備に努める必要がある。
- 経費回収率については、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えるかを表した指標である。当村においては、下水道接続率も下水道使用料収入も類似団体平均値よりも低い状況であり、下水道接続率の向上や適正な使用料金の見直し等を検討する必要がある。
- 汚水処理原価とは、有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用を表した指標である。当村は類似団体平均値よりも高い。効率的な汚水処理の実施のためにも、下水道接続率を向上させ有収水量を増加させるといった経営改善が必要である。
- 水洗化率とは、下水道処理区域内人口のうち、実際に下水道を使用して家庭内汚水を処理している人口を表す指標である。本村の水洗化率は向上しているものの類似団体と比較しても依然として水洗化率が低く、啓蒙活動に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

- 本村は平成8年度より下水道事業に着手しており、下水道整備を鋭意行っている時期である。現在、経年による老朽化が見られる地区はないが、将来的な管渠等の改善の必要性を推測するため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、効率的なコストの平準化を実施していく必要がある。

全体総括

- 公共下水道事業は、地方財政上の公営企業とされており、独立採算性を原則としている。本村においては、市街化区域の人口増加に伴い、下水道使用料の増が見込まれているが、未だ汚水処理費の全てを下水道使用料で賄いきれず、一般会計からの繰入金により補填している状況である。こうしたことから、水洗化率向上に努め、社会情勢等を考慮しながら使用料体系の見直しが必要であり、中長期の経営状況の改善に向け、経営戦略の策定をおこなう必要がある。また今後は、中城湾南部流域単位に限らず、沖縄県や近隣市町村との連携、情報共有をおこなない経営状況改善に向けた取り組みを推進する必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。